

ご意見	対応状況
<p>奈良っ子はぐくみ条例の支援対象は、子どもだけでなく、子育て家庭も含めるべきではないか。</p>	<p>奈良っ子はぐくみ条例では、全ての子どもたちが、将来に夢と希望を抱き、健やかに成長できるよう、「子どもの健やかなはぐくみ」、「経済的困難を抱える家庭への支援」、「困難な状況にある子どもへの支援」、「子育て家庭への包括的な支援」の4つの基本的施策を柱立てし、子どもだけではなく、子育て家庭等への支援にも取り組んでいます。</p>
<p>発達支援の必要な児童について、把握する方法、親御さんとの協力関係、支援人材の養成に関する事を、奈良っ子はぐくみ条例に盛り込み取り組んでいただきたい。</p>	<p>奈良っ子はぐくみ条例において、「県は、子どもが相互に人格と個性を尊重しつつ支え合えることができるよう、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての子どもがともに育つことができる環境の整備、人材の育成、相談その他の必要な施策を講ずるものとする。」と明記し、インクルーシブ保育の推進に取り組んでいます。</p> <p>教育委員会 特別支援教育推進室では、発達障害等のある児童生徒の指導や支援等について、保護者や教員等を対象に教育相談を行っており、その案内リーフレットを、各市町村教育委員会、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に配布しています。</p> <p>また、学校内における特別支援教育の推進役として、全ての学校（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校）に特別支援教育コーディネーターを配置して、各学級担任への支援や、保護者の相談に対応しています。</p> <p>教員等を対象に、発達障害等のある児童生徒の指導や支援に関する研修、（初期研修や、採用4年から11年目の教員を対象とした中堅教諭等資質向上研修など、19講座40日間の研修）を実施しています。また、各学校等からの依頼に応じて、職員研修や授業研究等で指導助言を行っています。</p>